

年 月 日

（あて先）金沢市公営企業管理者

申込者 住 所 〒 _____

フリガナ

氏 名

Ⓜ

電話番号（自宅）

（携帯）

雨水貯留施設等設置費補助金交付申請書

雨水貯留施設等の設置について、補助金の交付を受けたいので、金沢市補助金交付事務取扱規則第3条の規定により申請します。

- 1. 補助年度 _____ 年度
- 2. 補助事業名 雨水貯留施設等設置費補助
- 3. 補助金申請額 ¥ _____
- 4. 補助事業の目的・効果 雨水の流出を抑制し、浸水対策に資する。
- 5. 補助事業の内容

施設種目	容量・規格	数量	備考
□雨水貯留施設	□浄化槽転用 (人槽 m ³ ℓ)	基	
	□市販品 (ℓ)	基	
□雨水浸透ます	□ 径 (mm)	基	
設 置 場 所	□上記住所と同じ □上記住所以外（金沢市 _____）		

6. 経費の配分

項目	事業費	財源配分	
		市補助金	自己資金
雨水貯留施設等設置費	円	円	円

7. 補助事業実施時期 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

8. 税関係調査の同意

（あて先）金沢市公営企業管理者

年 月 日

金沢市雨水貯留施設等設置費補助金交付要綱による補助金の交付を受けるために、必要な税関係書類の調査をすることに同意します。

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ Ⓜ

様式第2号(第5条関係)

(平16規則92・平16規則94・一部改正)

年 月 日

(あて先)金沢市公営企業管理者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

印

変更
補助事業 中止 承認申請書
廃止

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知があった
雨水貯留施設等設置を下記

変更
のとおり 中止 したいので、金沢市補助金交付事務取扱規則第5条第2項の規定
廃止
により申請します。

記

変更
1 中止 の理由
廃止

2 補助金申請額 変更前の額 円
変更後の額 円
差引 追加 申請額 円
減額

3 変更の内容

項目	事業費	財源配分	
		市補助金	自己資金
変更前			
変更後			
差引			

補助事業実施時期 着手 年 月 日
完了 年 月 日

《添付書類》

平面図、構造図

見積書

様式第4号(第12条関係)

(平16規則92・一部改正)

年 月 日

(あて先)金沢市公営企業管理者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

印

補助事業実績報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知があった雨水貯留施設等設置を下記のとおり実施したので、金沢市補助金交付事務取扱規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します

記

施工場所	金沢市							
補助事業の着手年月日			年 月 日					
完了年月日			年 月 日					
設置 施設	種目	雨水貯留施設			雨水浸透施設			
		浄化槽転用	市販		雨水浸透ます			
	区分	単独・合併 人槽 m ³	容量 ℓ		口径 150mm	口径 200mm	口径 300mm	口径 350mm以上
	数量	基		基	個	個	個	個
総事業費								
補助金申請額								
指定工事店名								

《添付書類》

設置写真

販売店又は施工業者の領収書の写し

(注) 関係書類は、市長が別に定めるものを除き、補助金交付申請書の様式に準じて作成すること。

雨水貯留施設及び浸透施設の管理に関する協定書

金沢市企業局（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は雨水貯留施設及び浸透施設（以下「雨水貯留浸透施設」という。）について、その機能を十分に発揮させることを目的とし、下記のとおり管理に関する協定を締結する。

第1条 本協定の対象とする施設は、[金沢市雨水貯留施設等設置費補助金交付要綱](#)に基づく補助金の交付を受け、設置された雨水貯留浸透施設とする。

第2条 乙は、雨水貯留浸透施設の設置目的にそった機能を発揮させるため、点検及び清掃の維持管理を行い、それに要する費用を負担するものとする。

第3条 甲は、必要に応じて雨水貯留浸透施設の状況調査を行い、指導・助言するものとし、乙はこれに協力するものとする。

第4条 工事完成後、施設自体の変形、破損及び浮き上がり等、あるいは施設の異常からその他のものに事故、問題等が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第5条 乙は、当該施設を7年以上存続させ、施設が廃止されない限りにおいて、その保全に努めなければならない。

2 乙が、雨水貯留浸透施設を廃止、若しくは変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。また、乙が転居等に伴い雨水貯留浸透施設を第三者に譲渡等しようとするときは、その旨を甲に届出るとともに、その第三者に対し、当該協定を遵守する必要があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙両者が協議し決定するものとする。

第7条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から乙が雨水貯留浸透施設を廃止した日までとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 金沢市広岡3丁目3番30号

氏名 金沢市公営企業管理者 印

乙 住所 _____

氏名 _____ 印

雨水貯留施設及び浸透施設の管理に関する協定書

金沢市企業局（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は雨水貯留施設及び浸透施設（以下「雨水貯留浸透施設」という。）について、その機能を十分に発揮させることを目的とし、下記のとおり管理に関する協定を締結する。

第1条 本協定の対象とする施設は、[金沢市雨水貯留施設等設置費補助金交付要綱](#)に基づく補助金の交付を受け、設置された雨水貯留浸透施設とする。

第2条 乙は、雨水貯留浸透施設の設置目的にそった機能を発揮させるため、点検及び清掃の維持管理を行い、それに要する費用を負担するものとする。

第3条 甲は、必要に応じて雨水貯留浸透施設の状況調査を行い、指導・助言するものとし、乙はこれに協力するものとする。

第4条 工事完成後、施設自体の変形、破損及び浮き上がり等、あるいは施設の異常からその他のものに事故、問題等が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第5条 乙は、当該施設を7年以上存続させ、施設が廃止されない限りにおいて、その保全に努めなければならない。

2 乙が、雨水貯留浸透施設を廃止、若しくは変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。また、乙が転居等に伴い雨水貯留浸透施設を第三者に譲渡等しようとするときは、その旨を甲に届出るとともに、その第三者に対し、当該協定を遵守する必要があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙両者が協議し決定するものとする。

第7条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から乙が雨水貯留浸透施設を廃止した日までとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 金沢市広岡3丁目3番30号

氏名 金沢市公営企業管理者 印

乙 住所 _____

氏名 _____ 印

請 求 書

金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

上記の金額を請求します。

上記の金額を次の口座に振込願います。

銀行	支店	預金	口 座 番 号			
口座名義						

年 月 日

(あて先)

金沢市公営企業管理者

住所 _____

氏名 _____ (印)

内 容		規 格 等	数 量	単 位	単 価	金 額 (円)
番号	品 名					
1	雨水貯留施設等 設置費補助		1	式		
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
消 費 税 額						
合 計						
担当課(所)名 お客さまサービス課			発議番号			